



2015年農林業センサス結果概要

統計解析No.82

1 はじめに

農林水産省所管の2015年農林業センサスの京都市に係る集計結果について紹介します。

この調査は、農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにすることを目的として実施されています。

なお、各用語の定義については、文末の「用語解説」を参照願います。

2 農林業経営体

全国的に農林業経営体の減少が続く中、市内の農事組合は増加

平成27年2月1日現在における京都市の農林業経営体は2,339経営体で、前回の2010年世界農林業センサス（平成22年調査。以下「前回」という。）と比較すると659経営体（22.0%）減少しています。全国的に見ても、前回に比べ18.7%減少しています。

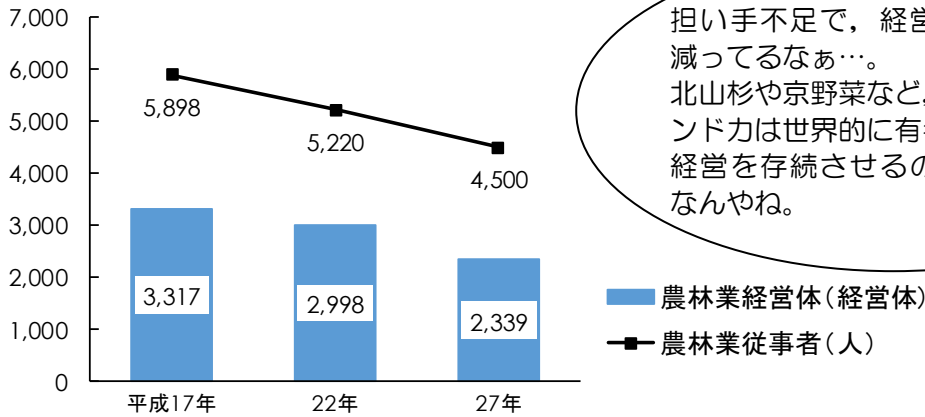
組織形態別にみると、大半を占めている法人化していない経営体が減少している一方、法人化している経営体については、農事組合が前回から1件増えています。個人事業の廃業又は法人への移行が進行していると推測されます（表－1参照）。

表－1 組織形態別農林業経営体、農業経営体及び林業経営体数

区分 年次	総数	法人化している					各年2月1日現在	
		総数	農事組合	会社	各種団体	その他	地方公共 団体等	法人化し ていない
農林業経営体								
平成17年	3,317	72	5	38	12	17	19	3,226
22年	2,998	69	4	35	13	17	21	2,908
27年	2,339	57	5	24	8	20	10	2,272
農業経営体								
平成17年	2,833	24	5	15	3	1	—	2,809
22年	2,585	27	4	18	4	1	—	2,558
27年	2,110	20	5	11	1	3	1	2,089
林業経営体								
平成17年	786	49	1	23	9	16	19	718
22年	743	44	—	20	8	16	21	678
27年	397	38	—	14	7	17	10	349

注)農林業経営体は、農業と林業の両方に該当する経営体もあるため、農業経営体と林業経営体の合計は農林業経営体総数と一致しない。

図-1 農林業経営体数、農林業従事者数の推移



担い手不足で、経営体がどんどん減ってるなあ…。北山杉や京野菜など、農林業のブランド力は世界的に有名な京都でも、経営を存続させるのは大変なことなんやね。



市広報マスコット「ミック」

※農林業従事者数は国勢調査結果。平成27年は抽出速報による。

3 農業経営体

経営の大規模化が進行

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、0.5～1.0ヘクタール未満が最も多くなっています。また、2.0ヘクタール以上の規模については前回、前々回調査に引き続き増加しています(表-2参照)。

表-2 経営耕地面積規模別農業経営体数

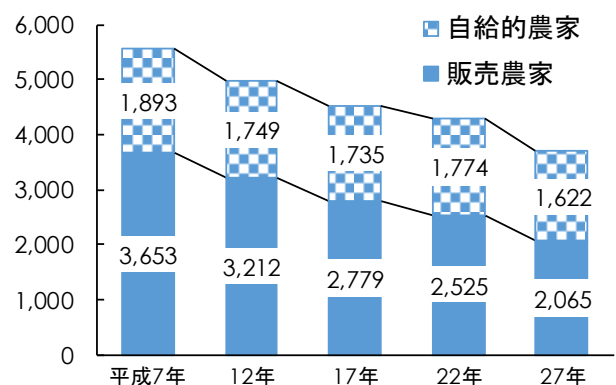
年次	総数	経営耕地面積規模別						経営耕地面積(ha)	1農業経営体当たりの経営耕地面積(a)
		0.5ha未満	0.5～1.0ha未満	1.0～2.0ha未満	2.0～3.0ha未満	3.0～5.0ha未満	5.0ha以上		
平成17年	2,833	1,155	1,160	428	60	19	11	2,073	73.2
22年	2,585	1,027	1,036	421	65	20	16	1,976	76.4
27年	2,110	794	824	373	67	26	26	1,855	87.9

4 農家

自給的農家よりも、販売農家の方が減少傾向に

京都市の総農家数は3,687戸で、前回と比べると販売農家が460戸(18.2%)、自給的農家が152戸(8.6%)、それぞれ減少しています(図-2参照)。

図-2 販売農家、自給的農家数の推移



5 販売農家

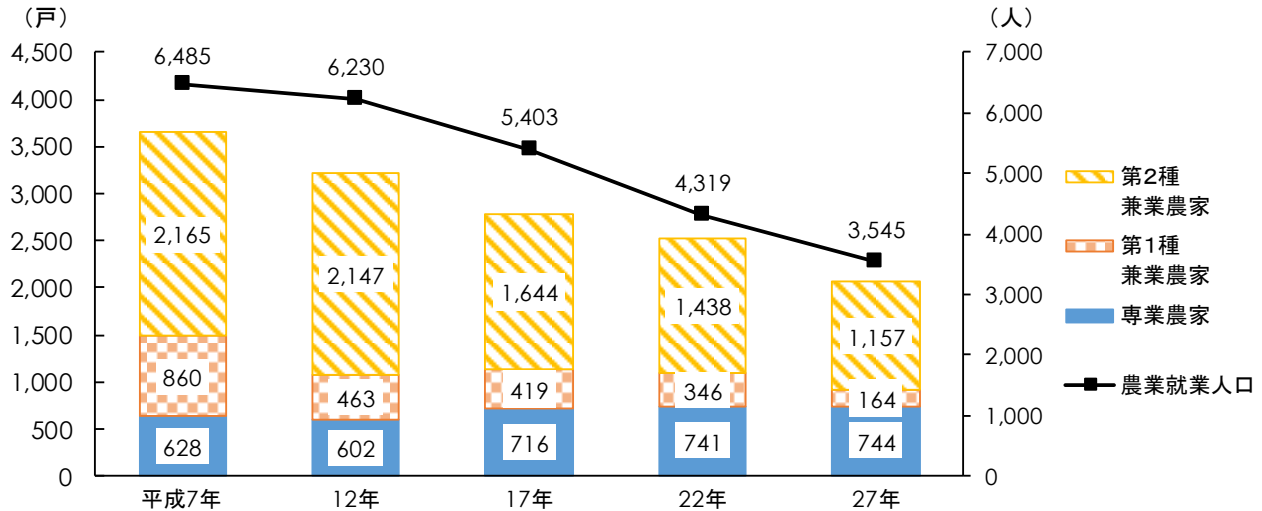
販売農家のうち、兼業農家は減少、専業農家は増加

(1) 専業別の状況

販売農家を専業別にみると、前回に比べて兼業農家が463戸(26.0%)減少している一方、専業農家は3戸(0.4%)増加しています。また、兼業農家は、第2種兼業農家が販売農家全体の半数以上を占めています。

販売農家を営む農業就業人口についても引き続き減少傾向にあります(図-3参照)。

図-3 専業別販売農家数、農業就業人口の推移



専業農家は平成12年調査以降増え続けているんや！
京野菜などの専門的な栽培技術を代々受け継いでいく風習が、京都には根付いているんやろな。

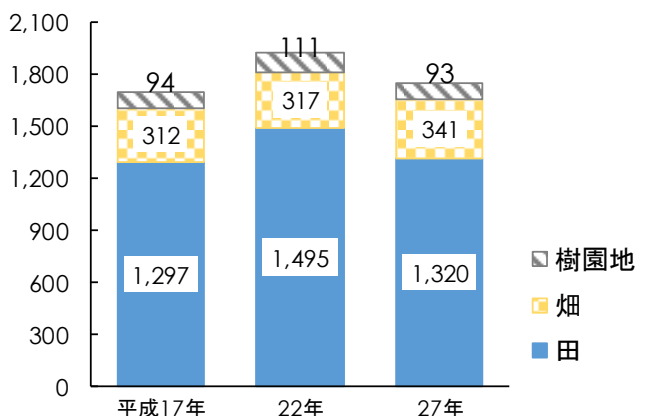


(2) 経営耕地の状況

経営耕地のうち、畑は前回に比べて面積が拡大

経営耕地をみると、田が総面積の7割以上を占めています。また、田と樹園地は前回に比べて面積が縮小しているものの、畑は拡大しています(図-4参照)。

図-4 経営耕地面積の推移



(3) 農産物販売金額規模別の状況

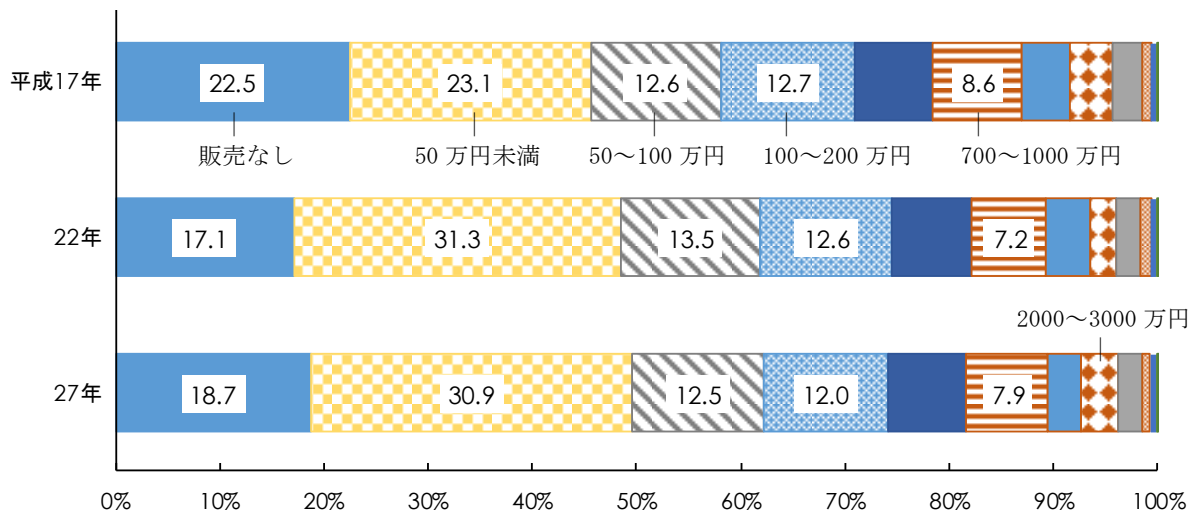
農産物販売金額 50 万円未満の販売農家が最も多い

農産物販売金額規模別にみると、50万円未満の農業経営体が約半数を占めており、前回と比べると、700～1000万円未満及び2000～3000万円未満が増加しましたが、その他の規模では減少しています（表－3及び図－5参照）。

表－3 農産物販売金額規模別販売農家数の推移

年次	計	販売なし	各年2月1日現在											
			50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1000万円未満	1000～1500万円未満	1500～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000～5000万円未満	5000万円以上
平成17年	2,779	624	643	349	354	209	238	126	115	81	22	12	3	3
22年	2,525	433	790	341	317	193	182	104	66	59	25	10	2	3
27年	2,065	387	638	258	247	156	163	64	73	49	15	12	1	2

図－5 農産物販売金額規模別販売農家数の構成比



6 林業経営体

保有山林面積規模は全体的に縮小傾向

林業経営体を保有山林面積規模別にみると、3ヘクタール未満の経営体を除き、全体的に縮小しています（表－4参照）。

表－4 保有山林面積規模別林業経営体数

年次	総数	保有山林なし	各年2月1日現在					
			3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～20ha未満	20～50ha未満	50ha以上
平成17年	786	3	4	185	213	153	134	94
22年	743	3	6	171	199	128	135	101
27年	397	4	6	58	84	80	93	72

注)保有山林面積には、他市町村に保有する山林も含む。

7 行政区別経営体及び農家の状況

経営体数は中京区を除くすべての行政区で減少

農業経営体数を行政区別にみると、右京区が最も多く、次いで伏見区、西京区と続きます。経営耕地面積についても上記3行政区の構成比が高くなっており、全市の7割以上を占めています。

農家数については、ほとんどの行政区で増加、減少それぞれ同じ傾向が見られますが、南区は販売農家のうち専業農家が減少している一方自給的農家が増加しており、経営耕地面積及び農産物販売金額が減少していることが窺えます（表－5参照）。

表－5 行政区別集計結果

(単位 経営体数=経営体, 面積=ha, 農家数=戸)

平成27年年2月1日現在

行政区	農林業 経営体	農業 経営体	経営耕地 面積	林業 経営体	総農家	販売農家	専業農家			自給的農家
							専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	
平成22年										
京都市	2,998	2,585	1,976	743	4,299	2,525	741	346	1,438	1,774
北区	327	216	137	148	327	210	77	42	91	117
上京区	11	4	2	7	5	4	1	1	2	1
左京区	248	186	100	143	483	184	36	19	129	299
中京区	6	4	1	2	4	3	2	—	1	1
東山区	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—
山科区	148	144	115	7	255	143	48	24	71	112
下京区	10	10	8	—	16	8	2	3	3	8
南区	199	198	116	2	308	195	83	26	86	113
右京区	921	712	586	396	1,205	689	173	79	437	516
西京区	461	449	317	26	720	436	109	57	270	284
伏見区	665	662	594	10	976	653	210	95	348	323
平成27年										
京都市	2,339	2,110	1,855	397	3,687	2,065	744	164	1,157	1,622
北区	238	166	116	86	262	161	80	16	65	101
上京区	6	3	2	3	4	3	2	1	—	1
左京区	194	160	92	85	404	157	48	10	99	247
中京区	9	5	2	5	6	4	2	1	1	2
東山区	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—
山科区	127	125	95	4	222	123	53	6	64	99
下京区	5	5	4	—	12	5	2	1	2	7
南区	156	155	96	1	270	150	53	15	82	120
右京区	690	583	589	198	1,031	565	185	37	343	466
西京区	354	351	252	9	650	344	128	28	188	306
伏見区	558	557	606	4	826	553	191	49	313	273

【用語解説】

農林業経営体	<p>農林業の経営活動に着目し、多様な担い手が行う農林業経営活動を「農林業経営体」として調査対象にしたもので、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を営むもの</p> <p>1 経営耕地面積が30a以上の規模の農業を営むもの</p> <p>2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模（下記の表参照）以上の農業を営むもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">規模対象</th> <th style="text-align: left;">経営規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露地野菜作付面積</td> <td>15a</td> </tr> <tr> <td>施設野菜栽培面積</td> <td>350㎡</td> </tr> <tr> <td>果樹栽培面積</td> <td>10a</td> </tr> <tr> <td>露地花き栽培面積</td> <td>10a</td> </tr> <tr> <td>施設花き栽培面積</td> <td>250㎡</td> </tr> <tr> <td>搾乳牛飼養頭数</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>肥育牛飼養頭数</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>豚飼養頭数</td> <td>15頭</td> </tr> <tr> <td>採卵鶏飼養羽数</td> <td>150羽</td> </tr> <tr> <td>ブロイラー年間出荷羽数</td> <td>1000羽</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1年間の農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td> </tr> </tbody> </table>	規模対象	経営規模	露地野菜作付面積	15a	施設野菜栽培面積	350㎡	果樹栽培面積	10a	露地花き栽培面積	10a	施設花き栽培面積	250㎡	搾乳牛飼養頭数	1頭	肥育牛飼養頭数	1頭	豚飼養頭数	15頭	採卵鶏飼養羽数	150羽	ブロイラー年間出荷羽数	1000羽	その他	1年間の農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
	規模対象	経営規模																							
露地野菜作付面積	15a																								
施設野菜栽培面積	350㎡																								
果樹栽培面積	10a																								
露地花き栽培面積	10a																								
施設花き栽培面積	250㎡																								
搾乳牛飼養頭数	1頭																								
肥育牛飼養頭数	1頭																								
豚飼養頭数	15頭																								
採卵鶏飼養羽数	150羽																								
ブロイラー年間出荷羽数	1000羽																								
その他	1年間の農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																								
農業経営体	<p>3 農作業の受託の事業を営むもの</p>																								
林業経営体	<p>4 保有山林の面積が3ha以上で、調査期日前5年間に林業作業を行ったもの又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成しているもの</p> <p>5 委託を受けて素材生産を行うもの又は立木を購入して素材生産を行い、過去1年間の素材生産量が200㎥以上あるもの</p> <p>6 委託を受けて育林を行っているもの</p>																								

農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は1年間の農産物販売額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家
専業農家	世帯員の中に兼業従業者（1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種	農業所得を主とする兼業農家
第2種	農業所得を従とする兼業農家
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
経営耕地	<p>農家等の経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）で、経営体が所有している耕地のうち自作地（貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの）から借入耕地（借りている耕地）を加えたもの</p> <p>※販売農家の経営耕地面積規模における例外規定とは、経営耕地面積が30a未満で、農産物販売額が50万円以上の農家をいう。</p>
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人
会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社
各種団体	農業協同組合、森林組合など
その他の法人	会社や各種団体以外の法人で、公益法人（「財団法人」、「社団法人」）、宗教法人、医療法人など